

令和6年 夏の交通安全県民運動

7月15日は

交通安全にみんなで参加する日

及び

交通マナーアップ強化日 です。

身近な人が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、職場や家庭で交通安全について話し合うとともに、交通マナー向上に取り組みましょう。

夏の交通安全県民運動の重点

1. こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

【ドライバーは】

- ・生活道路・通学路等においては見えない危険を予測して、速度を落とした安全運転に努めましょう。
- ・横断歩道に横断歩行者等がいる時は、一時停止して横断歩行者等を優先させましょう。
- ・すべての座席におけるシートベルト着用とこどもを同乗させるときは体格に合ったチャイルドシートを適切に使用しましょう。



【歩行者は】

- ・近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を利用し、青信号で横断する際も左右の安全を確認しましょう。

2. 自転車等利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- ・交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットを正しく着用しましょう。
- ・自転車は車両です。「止まれ」の標識があるときは必ず一時停止し、見通しの悪い交差点では徐行するなど安全な速度と方法で通行しましょう。
- ・「自転車安全利用五則」を守りましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



3. 飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転は犯罪です。お酒や車両を提供した人、同乗した人も厳しく罰せられます。
- ・飲酒運転は絶対にしない！させない！許さない！を徹底し飲酒運転を根絶しましょう。



自転車安全利用啓発
イメージキャラクター
うみなみ
海波 カケル

お問い合わせ先

鳥取県交通対策協議会 TEL 0857-26-7989

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課内